

令和5年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第5号）

令和5年6月15日（木）

午前10時 開 議

第1. 請願・陳情の審査報告

5 請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願

第2. 議案第41号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

第3. 議案第42号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

第4. 議案第43号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

第5. 議案第44号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

第6. 議案第45号 矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託契約の締結について

第7. 議案第46号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

第8. 議案第47号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

第9. 発議案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

議 案 目 次 (追 加)

令和5年矢巾町議会定例会6月会議

10. 議案第44号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
11. 議案第45号 矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託契約の締結について
12. 議案第46号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第47号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について
14. 発議案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

令和5年6月15日

矢巾町議会
議長 廣田清実様

矢巾町議会教育民生常任委員会
委員長 小川文子



請願審査報告書

本委員会が、令和5年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○5請願第1号：安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願

請願者 岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号
岩手県医療労働組合連合会
執行委員長 鈴木寿子
岩手県紫波郡矢巾町医大通1丁目1番1号
岩手医科大学教職員組合
執行委員長 柴田勇樹
紹介議員 村松信一 木村豊

2 委員会開催年月日

令和5年6月14日(水)

3 出席委員

小川文子 水本淳一 高橋 恵
横澤駿一 昆 秀一 谷上知子

4 審査経過

令和5年6月14日午前10時30分から、委員出席のもと、5請願第1号について、参考人として岩手県医療労働組合連合会書記長 小畑英之氏及び岩手医科大学教職員組合中央執行委員長 柴田勇樹氏の出席を求めて、趣旨説

明を受け、協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

5 請願第1号については、採択すべきものと決定した。

6 審査意見

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療と介護の崩壊が現実のものとなった。その主要な原因は、医師、看護師、介護職員、保健師の人手が不足していることにある。

さらに、人手不足が長年続いている状況のもとで、ケア労働者を取り巻く長時間労働や不適切な勤務間隔などの労働問題の解決は喫緊の課題である。

今後、自然災害や新たな感染症への対応のため、平時から必要な人員体制の確保と対策の中心となる公立病院や保健所の機能強化を行うことが必要不可欠と考える。

以上のことから、本請願の主旨は理解できるものとして、採択すべきものとした。

令和 5 年 6 月 1 5 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会予算決算常任委員会
委員長 昆 秀 一



予算決算常任委員会審査報告書

- 議案第 4 1 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 4 2 号 令和 5 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 4 3 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

本常任委員会は、令和 5 年 6 月 7 日付けで付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和 62 年矢巾町議会規則第 1 号）第 77 条の規定により報告する。

議案第44号

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を矢巾町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月15日提出

矢巾町長 高橋昌造

住 所

氏 名

昭和 年 月 日生

議案第45号

矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託契約の締結について

矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-----------|--|
| 1 業 務 名 | 矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託 |
| 2 業 務 場 所 | 矢巾町役場 |
| 3 契約の方法 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約 |
| 4 契約金額 | 82,636,950円（税込） |
| 5 契約の相手方 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株式会社 J A P A N D X
代表取締役 菅 原 貴 弘 |

令和5年6月15日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第46号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月15日提出

矢巾町長 高橋昌造

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1・2 〔略〕 <u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例）</u> 3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下この項において「新型コロナウイルス感染症」という。）の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある者（次項において「患者等」という。）の救護又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業に従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。</u> 4 <u>前項の手当の額は、作業1日につき3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>	<p>附 則 1・2 〔略〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p>

備考 改正箇所は改正前欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

説明資料

令和5年矢巾町議会定例会6月会議
提出議案の条例に係る概要説明

1 議案第46号
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
2 改正の根拠
新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の取り扱いが新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとして、5類感染症に位置付けされたことから、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業に従事した際に支給される手当に関する規定を削除するもの。
3 主な内容
新型コロナウイルス感染症に対処するため、防疫作業に従事した際に支給する手当（1日につき3千円、ただし患者等の身体に接触して作業に従事した場合は4千円）に関する規定を削除するもの。
4 施行期日等
公布の日

発議案第5号

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第
14条の規定により提出する。

令和5年6月15日

矢巾町議会議長 廣田清実様

提出者	矢巾町議会議員	小川文子
賛成者	〃	水本淳一
〃	〃	高橋恵
〃	〃	横澤駿一
〃	〃	昆秀一
〃	〃	谷上知子

安全・安心の医療・介護実現のため 人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、そもそも他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、ケア労働者の処遇改善が必要です。また、16時間を連続で働く過酷な長時間夜勤や、極端に短い勤務と勤務の間隔を解消することなど、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

私たちは、安全・安心の医療・介護の実現のために下記の事項について国に要望します。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ① 労働時間の上限規制や勤務間インターバルの確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ② 夜勤交替制労働者の1週間当たりの労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院の医療提供体制の拡充・強化、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 医療費窓口負担、介護保険サービス利用者負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年6月15日

内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
内閣官房長官	松野博一	殿
衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
県選出国會議員		

衆議院議員	階		猛	殿
〃	藤	原	崇	殿
〃	小	沢	一	郎
参議院議員	横	澤	高	徳
〃	広	瀬	めぐみ	殿

岩手県紫波郡矢巾町議会
議長 廣田清実